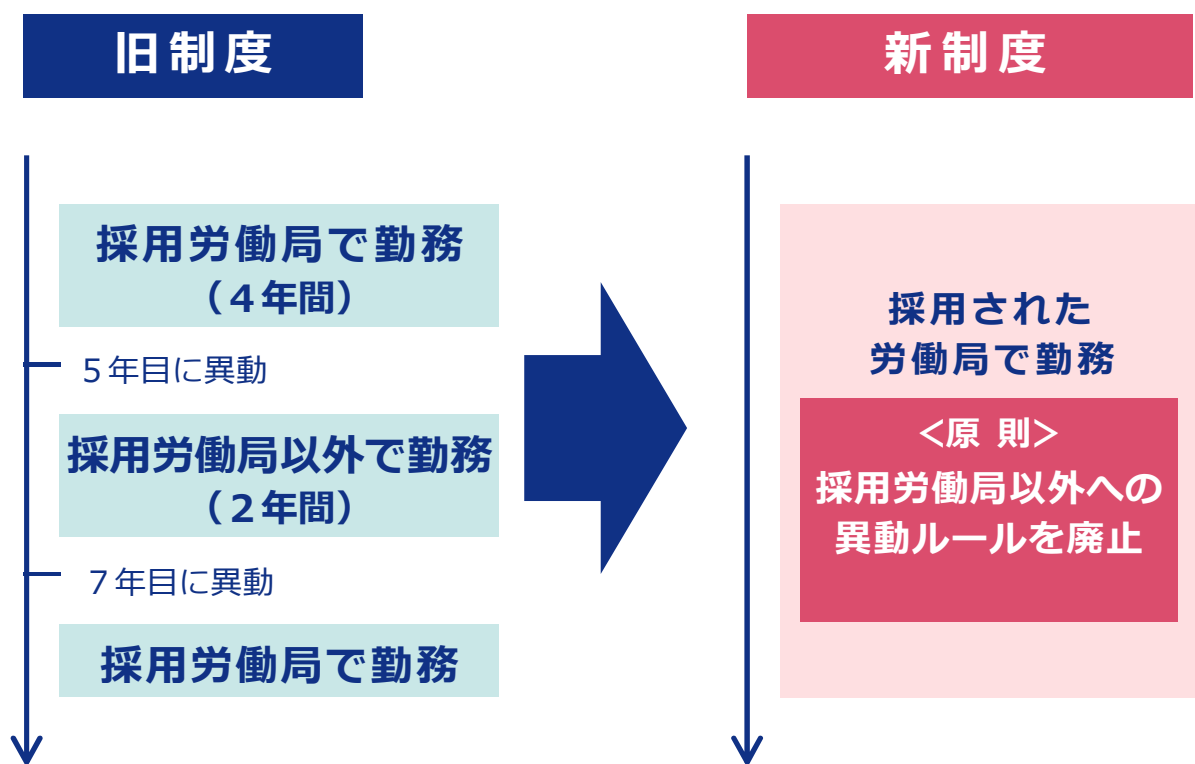


採用された労働局以外への定期的な異動ルールが 廃止となりました

（2022年厚生労働省労働局職員採用パンフレット P.9,21）

現行制度は採用された労働局に4年間勤務後、5年目で採用されたブロック内（関西ブロックであれば、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良）で異動し、2年間勤務した後、7年目で採用労働局に戻る制度となっています。
今般、この異動ルールが廃止されました。



異動を希望される場合は、

採用された労働局以外での勤務を希望する場合、
一定の期間、採用ブロック内の他の労働局で勤務をすることができる場合があります。